

大阪高裁總第99号

令和7年2月26日

山中理司様

大阪高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月1日付け（同月5日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所職員向けの出退勤時の送迎バスの利用方法が書いてある文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話06（6316）2519